県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　　次

告　示
○産業廃棄物処理施設の設置許可申請等の縦覧・２件（環境整備課）…… 1
○民有保安林の指定の解除・２件（森林管理課）…… 2
○都市計画の変更・２件（都市計画・モノレール課）…… 3
公　告
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育ＤＸ推進課）…… 3
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育ＤＸ推進課）…… 4
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部情報管理課）…… 6
病院事業局事項
○特定調達契約に係る落札者の決定…… 6
公安委員会事項
○沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定…… 7
人事委員会事項
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則…… 7
収用委員会事項
○収用の裁決手続開始の決定…… 8

告　　　示

沖縄県告示第48号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第１項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和８年２月10日

沖縄県知事　玉　城　康　裕

1　申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名　株式会社雄開発　沖縄市海邦町３番地32　代表取締役　恩納武雄
2　産業廃棄物処理施設の設置の場所　うるま市勝連平敷屋内千久2661番ほか７筆
3　産業廃棄物処理施設の種類　産業廃棄物管理型最終処分場
4　処理する産業廃棄物の種類　燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第２条第13号の廃棄物（これらの産業廃棄物には、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
5　申請年月日　令和７年５月30日
6　申請書その他関係書類の縦覧の場所及び期間
⑴　場所　沖縄県環境部環境整備課、沖縄県中部保健所及びうるま市市民生活部環境政策課

⑵　期間　令和８年２月10日（火曜日）から同年３月10日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

７　意見書の提出先及び提出期間　当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、次のとおり知事に対し生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

⑴　提出先　沖縄県環境部環境整備課又は沖縄県中部保健所

⑵　提出期間　令和８年２月10日（火曜日）から同年３月24日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

⑶　意見書の記載事項等　意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

沖縄県告示第49号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第１項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和８年２月10日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名　街クリーン株式会社　南城市玉城字前川1188番地　代表取締役　赤嶺太介

２　産業廃棄物処理施設の設置の場所　南城市玉城字奥武赤崎原898番２ほか16筆

３　産業廃棄物処理施設の種類　産業廃棄物の焼却施設

４　処理する産業廃棄物の種類

⑴　産業廃棄物　燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿並びに動物の死体（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

⑵　特別管理産業廃棄物　廃油（揮発油、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）及び感染性産業廃棄物

５　申請年月日　令和７年10月30日

６　申請書その他関係書類の縦覧の場所及び期間

⑴　場所　沖縄県環境部環境整備課、沖縄県南部保健所、南城市生活環境課及び八重瀬町住民環境課

⑵　期間　令和８年２月10日（火曜日）から同年３月10日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

７　意見書の提出先及び提出期間　当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、次のとおり知事に対し生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

⑴　提出先　沖縄県環境部環境整備課又は沖縄県南部保健所

⑵　提出期間　令和８年２月10日（火曜日）から同年３月24日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

⑶　意見書の記載事項等　意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

沖縄県告示第50号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和８年２月10日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　解除に係る保安林の所在場所　石垣市字盛山盛山225番１

２　保安林として指定された目的　風害の防備

３　解除の理由　指定理由の消滅

沖縄県告示第51号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和８年２月10日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　解除に係る保安林の所在場所　島尻郡伊平屋村字野甫コシノ川原51番38
２　保安林として指定された目的　潮害の防備
３　解除の理由　指定理由の消滅

沖縄県告示第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第18条第１項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和８年２月10日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　都市計画の名称　泊・新港臨港地区
２　都市計画の変更に係る土地の区域
⑴　追加する部分　那覇市港町１丁目及び港町４丁目
⑵　削除する部分　なし
３　縦覧場所　沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第53号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第18条第１項の規定により、那覇広域都市計画臨港地区を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和８年２月10日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　都市計画の名称　泊・新港臨港地区
２　都市計画の変更に係る土地の区域
⑴　追加する部分　那覇市港町１丁目及び港町４丁目
⑵　削除する部分　なし
３　縦覧場所　沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

公　　　告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和８年２月10日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　調達する物品等の種類　Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　365　Ｅｄｕｃａｔｉｏｎ　Ａ３ライセンスの賃貸借（設定業務を含む。以下同じ。）
２　一般競争入札に参加する者に必要な資格　次に掲げる要件を全て満たす者とする。
⑴　営業年数が令和８年２月１日現在において３年以上であること。
⑵　法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
⑶　従業員の数が５人以上であること。
⑷　電気通信機器類等（電気通信機器類、ＯＡ機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同

じ。）の賃貸及び販売に関し直近２事業年度以上の営業実績を有していること。

３　一般競争入札に参加することができない者　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する者及び同条第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

４　申請の方法等

⑴　申請の方法　この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により⑵に掲げる場所に提出するものとする。

ア　一般競争入札参加資格登録申請書

イ　法人にあっては、登記事項証明書

ウ　個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ　直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ　入札参加資格の登録を申請する日前の直近２年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

カ　電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近２事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

キ　その他知事が定める書類

⑵　一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア　一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段　イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。

イ　申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先　沖縄県教育庁教育ＤＸ推進課　〒902－8501　那覇市寄宮１丁目２番16号　電話番号098－894－3265

⑶　申請書等の受付期間　令和８年２月10日（火曜日）から同月23日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前９時から午後５時までとする。

⑷　申請書等に使用する言語及び通貨

ア　言語　日本語

イ　通貨　日本国通貨

５　入札参加資格の審査結果　直接又は郵便により通知する。

６　入札参加資格の有効期間　入札参加資格を付与された日から令和８年３月31日（火曜日）までとする。

７　入札参加資格に係る登録事項の変更　入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

⑴　商号又は名称

⑵　住所又は所在地

⑶　氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

⑷　使用印鑑

⑸　法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

⑹　電話番号

８　入札参加資格の取消し等

⑴　入札参加資格の取消し等　入札参加資格を有する者が、３に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

⑵　入札参加資格の取消しの通知　入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

９　入札参加資格の適用範囲　この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するＭｉｃｒｏｓｏｆｔ365　Ｅｄｕｃａｔｉｏｎ　Ａ３ライセンスの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和８年２月10日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

1　入札に付する事項

⑴　調達する物品等の名称及び数量　Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　365　Ｅｄｕｃａｔｉｏｎ　Ａ３ライセンスの賃貸借（設定業務を含む。以下同じ。）　一式

⑵　調達する物品等の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑶　納入の期限　令和８年４月１日（水曜日）

⑷　納入の場所　入札説明書及び仕様書による。

2　入札に参加する者に必要な資格　次に掲げる要件を満たす者とする。令和８年２月10日付け沖縄県公報定期第5386号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるＭｉｃｒｏｓｏｆｔ　365　Ｅｄｕｃａｔｉｏｎ　Ａ３ライセンスの賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者

3　入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

⑴　時期　令和８年２月10日（火曜日）から同月23日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前９時から午後５時まで

⑵　場所　沖縄県教育庁教育ＤＸ推進課　〒902－8501　那覇市寄宮１丁目２番16号

4　契約条項を示す期間及び場所

⑴　期間　令和８年２月10日（火曜日）から同月23日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前９時から午後５時まで

⑵　場所　３⑵の場所

5　入札執行の日時及び場所

⑴　日時　令和８年２月27日（金曜日）午前10時

⑵　場所　沖縄県教育庁２階会議室　那覇市寄宮１丁目２番16号

6　入札保証金　見積る契約金額の100分の５以上の金額を５⑴の日時までに３⑵の場所に納付すること。ただし、次の⑴又は⑵のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

⑴　保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

⑵　国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２か年の間に履行期限が到来した２以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合

7　入札の無効　次の入札は、無効とする。

⑴　入札参加資格のない者のした入札

⑵　同一人が同一事項についてした２通以上の入札

⑶　２人以上の者から委任を受けた者が行った入札

⑷　入札書の表記金額を訂正した入札

⑸　入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

⑹　入札条件に違反した入札

⑺　連合その他不正の行為があった入札

⑻　入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8　入札説明書及び仕様書の交付

⑴　入札説明書及び仕様書を交付する期間　令和８年２月10日（火曜日）から同月23日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前９時から午後５時まで

⑵　入札説明書及び仕様書を交付する方法　３⑵の場所で交付又は沖縄県教育委員会のホームページから入手すること

9　落札者の決定の方法

⑴　有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

⑵　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとす

る。

10　契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

⑴　名称　沖縄県教育庁教育ＤＸ推進課

⑵　所在地　〒902－8501　那覇市寄宮１丁目２番16号

11　契約の手続において使用する言語及び通貨

⑴　言語　日本語

⑵　通貨　日本国通貨

12　その他必要な事項

⑴　入札書の提出の方法　入札書は、郵送による場合を除き、５⑴の日時に５⑵の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

⑵　郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア　期限　令和８年２月26日（木曜日）午後５時

イ　方法　簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育ＤＸ推進課に提出すること。

⑶　入札説明会の日時及び場所　実施しない

⑷　最低制限価格　設定しない。

⑸　この入札による契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３の規定及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく契約である。また、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

⑹　その他　詳細は、入札説明書による。

13　Summary

⑴　ARTICLES AND QUANTITY TO BE LEASED
Lease of Microsoft 365 Education Licence A3

⑵　BID OPENING
Date and Time:February 27, 2026(Friday) 10:00 a.m.
Place:Okinawa Prefectural Board of Education Building 2nd floor Meeting Room

⑶　POINT OF CONTACT
Education ＤＸ Promotion Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-16 Yorimiya, Naha-city, Okinawa 902-8501 Japan, Telephone 098-894-3265

特定調達契約に係る随意契約者の相手方を次のとおり決定した。

令和８年２月10日

沖縄県知事　玉　城　康　裕

１　随意契約に係る物品等の名称及び数量　セキュリティ対策仮想基盤サーバ等の賃貸借　一式

２　契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地　沖縄県警察本部警務部会計課　那覇市泉崎１丁目２番２号

３　随意契約の相手方を決定した日　令和８年１月７日

４　随意契約者の名称及び所在地　株式会社ＪＥＣＣ　営業統括本部長　石崎洋　東京都千代田区丸の内三丁目４番１号

５　契約金額　71,940,550円

６　契約の相手方を決定した手続　随意契約

７　随意契約の理由　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第８号

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和８年２月10日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長　　本　竹　秀　光

１　落札に係る特定役務の名称及び数量　沖縄県病院事業局Ａ重油供給業務　527,000リットル（予定）
２　契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地　沖縄県病院事業局経営課　那覇市旭町116番地37
３　落札者を決定した日　令和７年12月19日
４　落札者の名称及び所在地　株式会社りゅうせき　代表取締役　根路銘剛宏　浦添市西洲二丁目２番地３
５　落札金額　96円91銭（単価契約）
６　契約の相手方を決定した手続　一般競争入札
７　入札の公告を行った日　令和７年11月７日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第18号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成５年沖縄県条例第29号）第23条第１項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第６項の規定により告示する。

令和８年２月10日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
プレジャーボート提供業	株式会社沖縄観光シークルーズ	株式会社沖縄観光シークルーズ（代表取締役）源古康博	令和７年12月４日から令和８年12月３日まで
	ＢｌｕｅＯｒｉｇｉｎｓ	株式会社國吉興業（代表取締役）國吉明	令和７年12月８日から令和８年12月７日まで
スノーケリング業	ＢｌｕｅＯｒｉｇｉｎｓ	株式会社國吉興業（代表取締役）國吉明	令和７年12月８日から令和８年12月７日まで

人事委員会事項

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年２月10日

沖縄県人事委員会
委員長　池　田　修

沖縄県人事委員会規則第１号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「

与那国町字与那国	与那国町字与那国125番地（八重山農林水産振興センター与那国駐在）	6

」を

「

与那国町字与那国	与那国町字与那国4792番地（八重山農林水産振興センター与那国駐在）	6

」に改める。

附　則

この規則は、令和８年２月12日から施行する。

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第１号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の２の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和８年２月10日

沖縄県収用委員会

1　起業者の名称　那覇市
2　事業の種類　那覇広域都市計画道路事業３・３・那17号石嶺線（那覇市首里汀良町３丁目地内から同市首里石嶺町４丁目地内まで）
3　裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
那覇市首里石嶺町２丁目	84番１	宅地	宅地	205.24	205.24	75.01	注

注　収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の01-012、C2、C1、01-009、01-010及び01-011の各地点を順次に結んだ線及び01-012の地点と01-011の地点を結んだ線により囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

4　土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
津嘉山稔	那覇市首里石嶺町２丁目84番地１

5　土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
津嘉山毅	那覇市首里石嶺町２丁目84番地１	使用借権

6　裁決手続の開始を決定した年月日　令和８年１月15日

発　行　所
沖　縄　県　総　務　部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印　刷　所　株式会社　アント出版
〒903-0804　那覇市首里石嶺町４丁目291番地１